

商工会ニュースやはば臨時号No.22

令和2年度矢巾町商工会 永年勤続優良従業員表彰式の開催に伴う被表彰者募集

矢巾町と商工会では、毎年、町内の商工業に従事する永年勤続優良従業員の皆様を表彰しています。今年度は、令和2年5月25日（月）午後4時（商工会通常総会終了後）から行いますので、各事業所からのご推薦をお願いします。

表彰の種別	対象者	推薦被表彰者数	特別賦課金 (事業所からご負担いただく額です)
矢巾町長賞	同一事業所に <u>25年以上勤務した方で、過去に商工会長賞を受賞し、特に優良な従業員の方。</u>	矢巾町全体で5名。事業所において2名以上推薦する場合は順位をつけて推薦してください。	1人当たり 7,000円
矢巾町商工会長賞	同一事業所に勤務している年数が下記に該当し、特に優良な従業員の方。 ① 5年以上（女性のみ） ② 10年以上 ③ 15年以上 ④ 20年以上	制限なし	① 5年以上～10年未満 1人当たり 3,000円 ② 10年以上～15年未満 1人当たり 4,000円 ③ 15年以上～20年未満 1人当たり 5,000円 ④ 20年以上 1人当たり 6,000円

★申込みは、電話で受付し、折り返し推薦書を送りますので、必要事項をご記入の上、FAX（697-5115）でご返信ください。

※申込み締切日 令和2年4月30日（木）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う納税・納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、「税金」「厚生年金保険料等」「労働保険料」の支払いについて、やむを得ず事業を休廃業した場合等の事情がある場合に、猶予制度が設けられることとなりました。

＜国税納付＞

税務署に申請することにより、換価猶予が認められることがあります。

詳細については、税務署にお問合せ、または国税庁ホームページでご確認ください。

＜厚生年金保険料等、労働保険料＞

納付すべき保険料等の納期限から6カ月以内に管轄の年金事務所、労働局へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

詳細については、厚生年金保険料等は年金事務所、労働保険料は岩手労働局にお問い合わせください。